

令和8年 第2回

龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会

令和8年6月19日(金)午後3時から
市役所本庁舎 5 階 第 1 委員会室

次 第

1 開会

2 議事

- (1) 附属機関の会議開催に係る事前公表の規定について
- (2) その他

3 閉会

《龍ヶ崎市長が設置する附属機関の会議の公開に関する規則》

附属機関の会議開催に係る事前公表の規定について

**総合政策部デジタル都市推進課
データ管理活用グループ**

目次

会議公開の意義	P3
改正趣旨と現行規定	P4
具体的な改正案	P5
改正の根拠	P6-7
業務負担の軽減	P8
その他の改正点	P9
まとめ	P10

1.会議公開の意義

龍ヶ崎市附属機関の会議の公開に関する条例の目的

龍ヶ崎市附属機関の会議の公開に関する条例

第1条

(目的)

この条例は、附属機関の会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図り、市民の市政に対する理解を深め、もって市民参加による開かれた市政の実現を一層推進することを目的とする。



附属機関とは？

- ▶ 地方自治法第138条の4第3項に基づき、自治体の権限に属する事務の処理に関し、専門的な知見による調査審議や審査等を必要とする場合に設置される『合議制の機関』
- ▶ 行政執行機関のみでは判断が困難な事項や、法的手続きとして第三者の審査が必要な事項について、学識経験者や利害関係者等の合議により検討を行うことで、行政事務の適正かつ円滑な執行を補完することを目的としている。

2.改正趣旨と現行規定

改正趣旨

会議開催の事前公表に関する周知方法を各媒体の利用実態に合わせ検討する。

現行規定

規則第2条

会議開催の7日前までに、別記様式を市役所、出張所、各コミュニティセンター等に掲示するとともに、本市ホームページに掲載する

－お知らせの掲示場所－

市役所出張所：**2**か所（東部出張所、市民窓口ステーション）
コミュニティセンター：**13**か所



掲載場所計：**15**か所（市役所除く）

3.具体的な改正案

規則第2条の改正案

改正の新旧対照表

現行規定

(会議開催の事前公表)

第2条 条例第6条に規定する附属機関の会議開催の事前公表は、当該会議を開催する日の7日前までに、附属機関の会議開催のお知らせ(別記様式)を市役所、出張所及び各コミュニティセンター等に掲示するとともに、当該お知らせに記載する事項をインターネットの本市ホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載することにより行うものとする。



改正案

(会議開催の事前公表)

第2条 条例第6条に規定する附属機関の会議開催の事前公表は、当該会議を開催する日の7日前までに、附属機関の会議開催のお知らせ(別記様式)を市役所に掲示するとともに、当該お知らせに記載する事項をインターネットの本市ホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載することにより行うものとする。

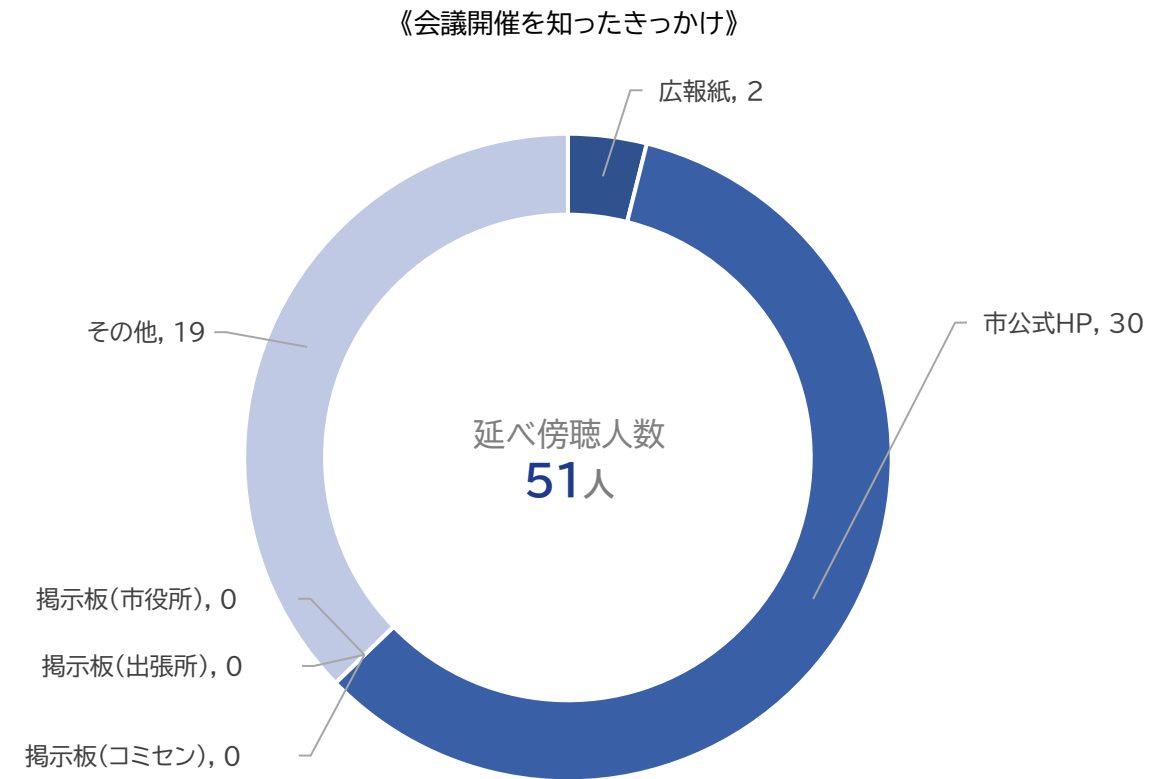
4.改正の根拠

会議開催をどの媒体で認知したか？

会議の認知経路の確認

出張所・各コミュニティセンターの
「掲示板」を見て来場した傍聴者数

0 件



※令和7年5月から令和8年5月までのデータを集計
※「その他」は各課への問合せ、随行者などが占める

4.改正の根拠 ―【参考】会議の開催状況

会議の開催状況と傍聴人がいた会議の内訳

会議の認知経路の確認

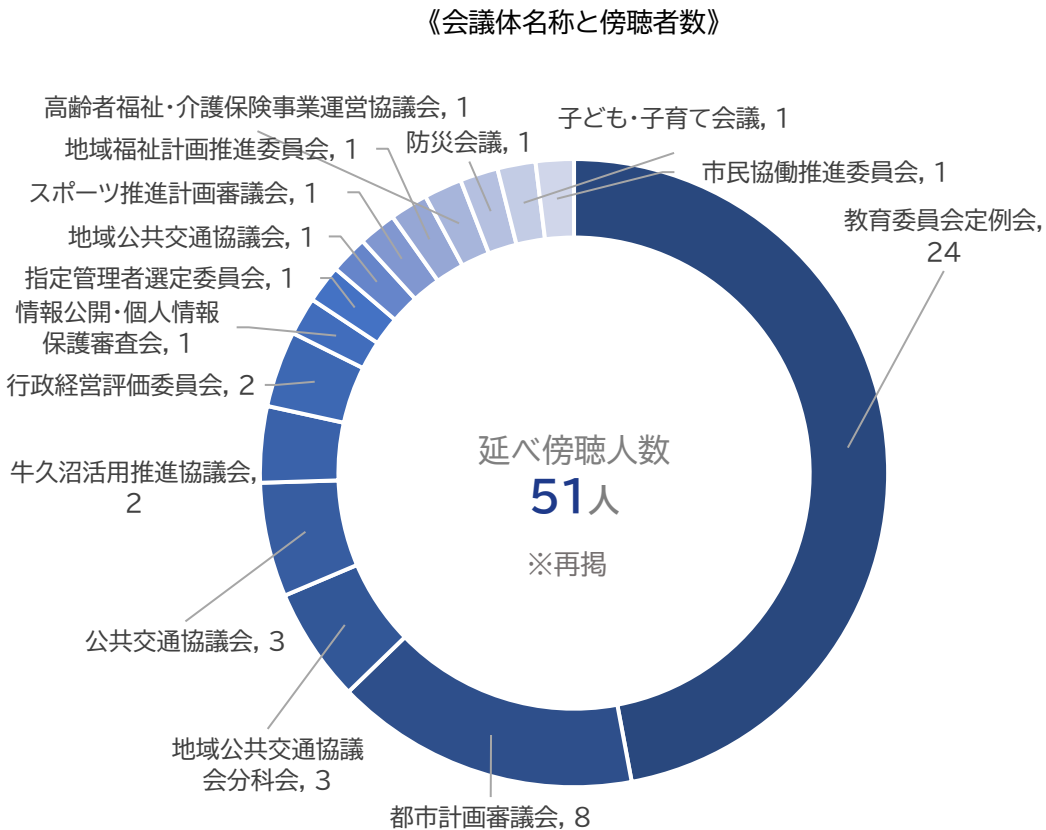
集計期間中の会議開催数 **150** 回
(※非公開除く)

うち傍聴者がいた会議 **28** 件

附属機関の会議 **15** 件

その他の会議 **13** 件

会議体名称	会議開催数
1 附属機関の会議	15
スポーツ推進計画審議会	1
公共交通協議会	1
行政経営評価委員会	1
高齢者福祉・介護保険事業運営協議会	1
子ども・子育て会議	1
市民協働推進委員会	1
指定管理者選定委員会	1
情報公開・個人情報保護審査会	1
地域公共交通協議会	1
地域公共交通協議会分科会	1
地域福祉計画推進委員会	1
都市計画審議会	3
防災会議	1
2 その他の会議	13
牛久沼活用推進協議会	1
教育委員会定例会	12
総計	28



※令和7年5月から令和8年5月までのデータを集計

5.業務負担の軽減

出張所、各コミュニティセンターへの掲示手続きがなくなることによる業務負担の改善

会議公開の事務に掛かる作業時間(※業務フロー(右図)参照)

年間 **195** 時間

(※公開する会議の開催は年間150回程度)

うち、“お知らせの作成”及び“掲示”に掛かる作業時間

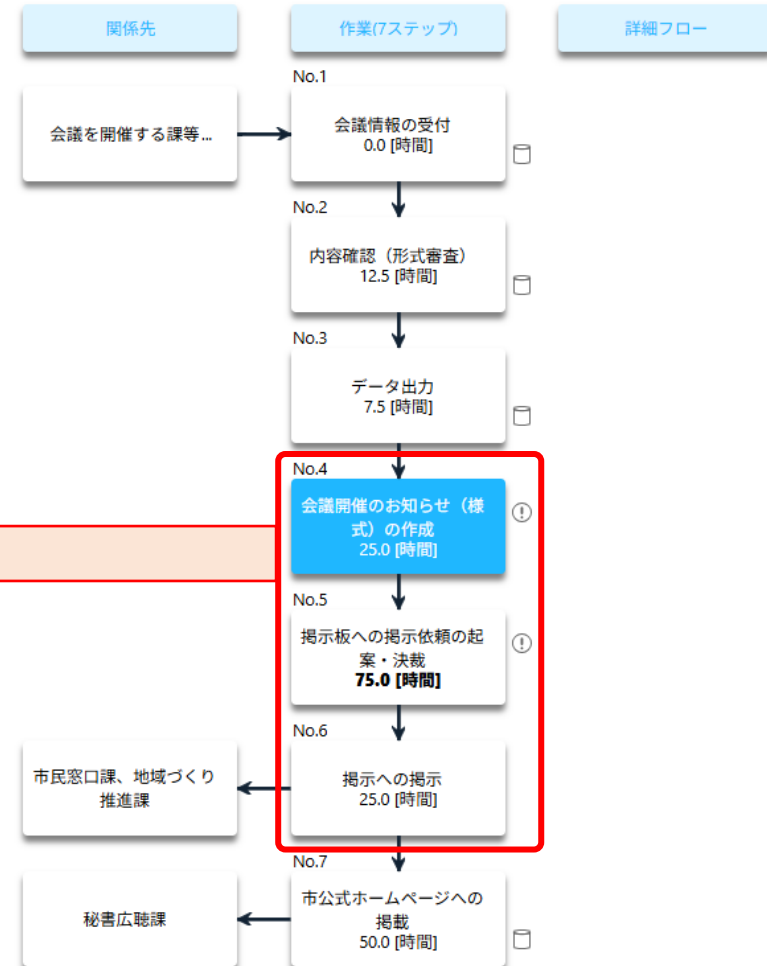
年間 **125** 時間

改正後の作業時間(見込み)

△75時間
年間 **50** 時間へ改善可能

事務全体で **38.4%** の業務量を削減

事務フロー



6.その他の改正点

規則第6条の削除

現行規定

規則第6条
(会議資料の閲覧)

第6条 条例第8条の規定による会議資料の閲覧は、当該会議が終了するまでの間、当該会議資料を会議場に備え置き、傍聴人の閲覧に供することにより行うものとする。



改正案

規則第6条
(会議資料の提供)

第6条 条例第8条の規定による会議資料は、当該会議が終了するまでの間、会議場に備え置き、傍聴人の閲覧に供するとともに、希望する者に提供するものとする。

【参考】

条例第8条
(会議資料の提供)

第8条 附属機関の会議が公開されるときは、実施機関の定めるところにより、傍聴する者に会議資料(龍ヶ崎市情報公開条例(平成9年龍ヶ崎市条例第33号)第9条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除く。)を提供しなければならない。

7.まとめ

1 会議開催に関する認知経路の調査結果

- ✓ 会議開催の認知経路について調査したところ、出張所および各コミュニティセンターの掲示板をきっかけとする傍聴事例は確認されなかった。
- ✓ 一方で、市公式ホームページによる認知が全体の半数を占めており、インターネットを通じた認知が主要な手段となっている。

2 事前公表の周知方法の見直し

- ✓ 上記調査結果に基づき、「各掲示板への掲示」については見直しする。

3 業務改善効果および今後の進め方

- ✓ 本見直しにより、事前公表に係る事務作業の簡素化が図られ、業務量の削減が見込まれる。
- ✓ 今後、本件の見直しを反映し、改正に向けた準備を行っていく。